

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する  
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和 2 年 12 月 15 日  
環境省水・大気環境局  
水 環 境 課

令和 2 年 10 月 21 日（水）から同年 11 月 26 日（木）にかけて「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおりとりまとめましたので、公表します。

1. 実施期間等

- ・意見募集期間：令和 2 年 10 月 21 日（水）～同年 11 月 26 日（木）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-GOV）への掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-GOV）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

11 件（うち本案以外に関する御意見：1 件）

3. 提出された意見の要旨及び意見に対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(以下「ちゅう房施設等」という。)を特定施設から除外することに賛成である。	改正案に賛成の御意見として承りました。
2	<p>・届出でよいのであるから、従前と同様に、届出を行わせるべきであると考えます。</p> <p>なお、住宅宿泊事業については、本格的に事業化を行うのであれば、それは既に営利事業となるものであるとの見解、あまり融通を利かせるのはどうかと考える。</p> <p>・今後も多種多様な業態(温泉を利用するものやアパート等をまるごと使用するもの等)の住宅宿泊事業が現れることが想定されるため、住宅宿泊事業を一律で特定施設から除外するのではなく、規模要件等を設けて除外する方が公共用水域の保全が可能であると考えます。</p>	<p>中央環境審議会水環境部会における議論の結果、住宅宿泊事業については、営業日数に制限が設けられていること及び人の居住の用に供されていると認められる家屋に限定されることを加味した結果、水質への汚濁負荷は限定的であることから、本届出の対象から除外することが了承されたものです。</p> <p>なお、令和元年度に実施した排水実態に関する調査によれば、排水量と住宅の規模の間に相関関係が見られなかったことから、改正案では規模要件を設けておりません。</p> <p>住宅宿泊事業については、適宜排水実態等の把握を行い、必要に応じて、再度排水規制の必要性について検討してまいります。</p>
3	旅館・ホテル営業や簡易宿所営業が、180日以内の業務形態の住宅宿泊事業に変更することで、排水基準の遵守義務から逃れることが考えられる。	<p>旅館やホテル等が住宅宿泊事業に該当するには、営業日数のほか、人の居住の用に供されること等の要件を満たす必要があります。</p> <p>住宅宿泊事業については、適宜排水実態等の把握を行い、必要に応じて、再度排水規制の必要性について検討してまいります。</p>
4	<p>改正により特定施設でなくなった施設に係る廃止等の手続については、事業者及び行政の負担とならないような措置とするべきである。</p> <p>届出済みの住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等について、改正後に廃止届の提出を求めるような指導がされないことがないように、廃止届出が必要ない旨を施行通知に明示されたい。</p>	<p>本改正によりある施設が特定施設でなくなることについては、水質汚濁防止法第10条に定める特定施設の使用廃止には該当しないため、同条に基づく届出を要しないものと考えております。</p> <p>本件については、施行通知に明記することを考えております。</p>
5	改正により特定施設から除外される施設について、公布日から施行期日までの間も、設置(変更)届出が必要ない旨を施行通知に明記し、改正趣旨と矛盾する指導がされないように徹底されたい。	本改正は義務を免じる性質のものであるため、公布日から施行期日までの間にできる限り届出義務が課されないよう公布後直ちに施行することを考えております。
6	改正政令の施行時点で提出済みの住宅宿泊事業に係る特定施設の設置届の取扱いについて施行通知で明確にされたい。	提出先地方公共団体の文書管理規程に依るものと存じます。
7	旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供するちゅう房施設等についても、特定施設から除外することが適当ではないか。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
8	住宅宿泊事業以外の小規模な旅館・ホテル営業の用に供するちゅう房施設等についても、特定施設から除外することを考えているか。	
9	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる特区民泊)の用に供するちゅう房施設等についても、特定施設から除外されたい。	
10	生活排水のみを排出する施設についても、特定施設から除外することを検討されたい。	